

平成 29 年度

## 第 2 回 庄原市農業委員会総会 会議録

日 時 平成 29 年 5 月 10 日 (水) 午後 1 時 30 分～

場 所 庄原市ふれあいセンター コパリホール

議案 1 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案 2 農用地利用集積計画 (平成 29 年 6 月 1 日公告) の決定について

(追加議案) 農地中間管理事業に係る農用地配分計画原案の承認について

議案 3 農地法第 4 条の規定による許可申請について

議案 4 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案 5 非農地証明申請について

備 考

庄原市農業委員会

各委員の出欠状況

席番	氏名	出席	欠席	席番	氏名	出席	欠席
(庄原)				(東城)			
1	中谷 憲登	○		22	川本 輝磨	○	
2	入田 正義	○		23	山田 喜章	○	
3	世良 昭宣		○	24	長谷 時男	○	
4	佐々木 美千江	○		25	田森 光洋	○	
5	沖田 至	○		26	藤井 佳子	○	
6	塩谷 良三	○		27	明賀 美伸	○	
7	田邊 良三	○		28	柳生 卓三	○	
8	倉本 寿憲		○	29	高坂 勝博	○	
9	植木 登夫	○		30	竹田 弘稔	○	
10	伊藤 忠明	○		(口和)			
11	尾原 春良		○	31	澁川 玉素	○	
12	横田 光生		○	32	前田 憲二	○	
13	木村 英宗	○		33	岩瀧 功	○	
14	原田 武次		○	34	道下 和子	○	
15	増谷 克則	○		(高野)			
(総領)				35	長瀬 裕浩	○	
16	佐々木 聖	○		36	横谷 康幸		○
(西城)				37	島津 秀樹	○	
17	森兼 貢	○		38	向田 純子	○	
18	前本 旭	○		(比和)			
19	田邊 幸美		○	39	松長 百合子	○	
20	田澤 信雄	○		40	三上 静馬		○
21	樋口 研二	○		41	松島 哲明	○	
				42	井西 一行	○	

事務局出欠状況

役職	氏名	出席	欠席	役職	氏名	出席	欠席
(本庁)				(口和出張所)			
事務局長	松永 幹司	○		出張所長	森末 博雄		○
係長	岸 泰弘	○		係長	杉谷美和紀	○	
主任	成相美保子	○		(高野出張所)			
主任	森戸 活美	○		出張所長	小笠原圭二		○
(西城出張所)				主任	長谷川和也		○
出張所長	清水 勇人		○	(比和出張所)			
係長	長谷 明秀	○		出張所長	小田 雅平		○
				係長	石田 泰清	○	
(東城主張所)				(総領出張所)			
出張所長	日野原 収		○	出張所長	國上 章二		○
主任主事	竹原 守		○	主任主事	角脇 健太	○	

(午後1時30分)

局長：ただ今より、平成29年度第2回庄原市農業委員会総会を開催いたします。

本日は 3番世良委員、8番倉本委員、11番尾原委員、12番横田委員、14番原田委員、19番田邊委員、36番横谷委員、40番三上委員からの欠席の届出をうけております。

それでは、会議規則第6条の規定により会長に議長を務めていただきます。

議長：それでは、会議を開会いたします。

ただいまの出席委員は34名です。よって、本総会は成立していることを報告いたします。

議長：本日の議事録署名者を指名します。34番道下会長代理さんと35番長瀬委員さんの両委員さんを指名します。両委員さん、よろしく申し上げます。

議長：それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可について」を上程します。

それでは受付番号1番から7番の7件について事務局からの説明を求めます。

(事務局員(本庁)：(議案説明資料にて、権利を設定、または移転しようとする事由、権利を取得しようとする者の世帯員の農業従事状況並びに農機具等の保有状況を説明 以下 略)

議長：以上説明が終わりました。ここで質疑・意見を受付けます。

(なしの声あり)

議長：ないようですので、採決に移ります。

「農地法第3条の規定による許可について」

受付番号1番から7番までについて一括採決したいと思います。これにご異議ございませんか

(なしの声あり)

議長：ないようですので受付番号1番から7番を許可することに、賛成の委員の挙手を求めます。  
挙手全員 決定されました。

議長：続きまして、議案第2号「農用地利用集積計画の決定について」を上程します。

事務局からの説明を求めます。

(事務局員(本庁)：説明 以下 概略)

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画書の平成29年4月期の申出分については、別紙 「平成29年6月1日公告 利用権設定内訳」のとおりです。

(内訳を読みあげる。以下略)

以上の農用地利用集積計画はこの農業委員会の承認後、本市農業振興課での公告・縦覧を経て正式に契約成立となります。

議長：以上で説明が終わりました。ここで質疑・意見を受付けます。

(なしの声あり)

議長：無いようですので、採決に移ります。

「農用地利用集積計画の決定について」提案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。  
挙手全員 決定されました。

議 長：続きまして、議案送付後に農用地利用集積計画に関連する「農地中間管理事業に係る農用地配  
分計画原案の承認について」市より意見を求められていますので、これを上程します。  
事務局からの説明を求めます。

(事務局員 (本庁) : 説明 以下 概略)

農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の規定に基づく農用地利用配分計画の案が別紙のと  
おり提出され意見照会がなされております。

議 長：以上で説明が終わりました。ここで質疑・意見を受付けます。

(なしの声あり)

議 長：無いようですので、採決に移ります。

「農地中間管理事業に係る農用地配分計画原案の承認について」提案のとおり決定することに賛成の委  
員の挙手を求めます。

挙手全員 決定されました。

議 長：つづきまして議案第 3 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を上程します。  
受付番号 1 について事務局からの説明を求めます。

(事務局員 (本庁) : 説明 以下 概要)

受付番号 1

位 置 等：説明資料の 3 ページから 4 ページに記載

転用事由：犬運動広場

他 法 令：特になし

周辺影響：影響ないと確認

除外手続：除外手続済み

議 長：以上で説明が終わりました。ここで質疑・意見を受付けます。

(なしの声あり)

議 長：ないようですので、採決に移ります。

それでは受付番号 1 について、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員 決定されました。

議 長：つづきまして議案第 4 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を上程します。  
受付番号 1 から 3 の 3 件について事務局からの説明を求めます。

(事務局員 (本庁) : 説明 以下 概要)

受付番号 1

位 置 等：説明資料の 3 ページと 5 ページに記載

転用事由：犬運動広場

他法令：特になし  
周辺影響：影響ないと確認  
除外手続：除外手続済み

受付番号2

位置等：説明資料の6ページから7ページに記載  
転用事由：太陽光発電設備  
他法令：発電認可済  
周辺影響：影響ないと確認  
除外手続：除外手続済み

受付番号3

位置等：説明資料の8ページから9ページに記載  
転用事由：太陽光発電設備  
他法令：発電認可済  
周辺影響：影響ないと確認  
除外手続：除外手続済み

議長：以上で説明が終わりました。ここで質疑・意見を受付けます。

10番伊藤委員 受付番号3の説明資料について位置図と配置図について分かりにくいので説明してほしい。

※公図が談合図であり分かりにくいいため、県道や宅地の位置関係などで補足説明を行う。

議長：その他ありませんか

(なしの声あり)

ないようですので、採決に移ります。

「農地法第5条の規定による許可について」

受付番号1番から3番までについて一括採決したいと思います。これにご異議ございませんか

(なしの声あり)

議長：ないようですので受付番号1番から3番を許可することに、賛成の委員の挙手を求めます。  
挙手全員 決定されました。

議長：続きまして、議案第5号「非農地証明について」を上程します。  
受付番号1から5の5件について事務局からの説明を求めます。

(事務局員(本庁)：説明 以下 概略)

受付番号1

位置等：説明資料の3ページと10ページに記載  
潰廃事由：昭和57年頃から耕作不便なため耕作をやめ現在に至る。  
現地確認：笹、葛が繁茂し農地として復旧することが困難と現地確認

受付番号2

位置等：説明資料の3ページと11ページに記載

潰廃事由：昭和60年頃に植木し宅地を拡張してしまった。

現地確認：住居と一体の庭となっており、農地として復旧することが困難と現地確認

受付番号3

位置等：説明資料の12ページと13ページに記載

潰廃事由：昭和30年頃から住居への進入路とするため埋め立てし現在に至る。

現地確認：住居への進入路及び庭として利用されており、農地として復旧することが困難と現地確認

受付番号4

位置等：説明資料の6ページと14ページに記載

潰廃事由：昭和33年頃、宅地拡張の際埋め立てを行う。

現地確認：家が建っており、農地として復旧することが困難と現地確認

受付番号5

位置等：説明資料の15ページと16ページに記載

潰廃事由：昭和50年頃から耕作不便なため耕作をやめ現在に至る。

現地確認：笹、葛が繁茂し、農地として復旧することが困難と現地確認

議 長：以上で説明が終わりました。ここで質疑・意見を受付けます。

10番伊藤：2番について、顛末書がついているのか教えてください。

4番については、50年以上前に、5条手続を経ずに売買が行われ家が建ったということか。ですから口頭だけで行われているので所有権移転登記はついていないということですよ

事務局員：2番については、顛末書の添付はありません。

事務局員：4番については、手続はなく、所有権移転登記もおこなわれていません。

31番澁川：4番について補足説明を行います。申請者の母が亡くなられて、相続登記の整理をしていてこの土地が判明した。申請者の祖父の時代に行われたようで申請者も存在を知らなかったのですし、農業委員会としても口和村の頃の話なので把握できていなかった。それを踏まえていただきご審議ねがいたい。

議 長：その他、ありませんか。

10番伊藤：申請によって、顛末書の添付があつたりなかったりするのは不公平である。その辺は、徹底すべきではないか。

事務局員：その辺は、徹底していく。

議 長：その他、ありませんか。

(なしの声あり)

議 長：ないようですので、採決に移ります。

議 長：無いようですので、受付番号1について、申請のとおり証明することに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員 決定されました。

議 長：無いようですので、受付番号2について、申請のとおり証明することに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手多数 決定されました。

議 長：無いようですので、受付番号3について、申請のとおり証明することに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員 決定されました。

議 長：無いようですので、受付番号4について、申請のとおり証明することに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員 決定されました。

議 長：無いようですので、受付番号5について、申請のとおり証明することに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員 決定されました。

議 長：以上をもちまして本日上程いたしました議案の審議はすべて終了いたしました。

議 長：引き続き、「その他」について事務局の説明を求めます。

(係長：説明 以下 略)

議 長：ただ今の説明に対し、また、それ以外の事でも結構です。全体を通して皆さんから何かございませんか。

(なしの声あり)

議 長：ないようですので以上で本日の日程をすべて終了しました。

これをもって、閉会といたします。(午後2時24分)